

2丁	省務法						年 月 日	事項	東條伸一郎
	昭和四四	二	一〇	東京地方検察官事務取扱を免ずる	東京高等検察庁				
五一	"	五〇	八	東京地方検察官事務取扱を命ずる					
四	"	四	四	東京地方検察官事務取扱を免ずる					
三	"	一五	八	東京地方検察官事務取扱を命ずる					
任期は昭和四五年八月二七日までとする									
併任の期間は昭和四五年八月二七日までとする									
犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第四回国際連合会議日本準備委員会事務局付を命ずる									
任期は昭和四五年八月二七日までとする									
法務事務官（法務省刑事局付）に併任する									
大蔵事務官（国税庁調査監察部）に併任する									
法務省刑事局付に充てる									
法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する									
法務事務官（法務省刑事局付）に充てることを解く									
大蔵事務官（国税庁調査監察部）の併任を解除する									
アメリカ合衆国へ出張を命ずる									
出張期間は昭和五一年四月五日から同月一六日までとする									
法務省		國稅廳	法務省	國稅廳	法務省	國稅廳			

東條伸一郎

事

項

序

名

3丁					法務省	年月日	事項	東條伸一郎
五七	五六				昭和五一	五月二五	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	
八	一二				五三	一	法務省刑事局参事官に充てる	法務省
一一〇	八				五四	一	法制審議会幹事に併任する	
					三	二七	司法試験(第二次試験) 考査委員に併任する	
					"	"	併任の期間は昭和五三年一二月三一日までとする	
					四	一九	司法試験(第二次試験) 考査委員に併任する	"
					二	一二	司法試験(第二次試験) 考査委員に併任する	"
					六	一六	併任の期間は昭和五四年一二月三一日までとする	
					"	"	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	
					"	"	外務事務官(アメリカ局)に併任する	
					"	"	期間は昭和五四年一月二六日までとする	
					"	"	外務事務官(国際連合局)に併任する	
					"	"	期間は昭和五四年二月一八日までとする	
					"	"	大蔵事務官(国税庁調査警察部警察課)に併任する	
					"	"	大蔵事務官(国税庁調査警察部警察課)に併任する	
					"	"	併任の期間は昭和五七年一二月三一日までとする	
					"	"	大蔵事務官(国税庁調査警察部警察課)に併任する	

4丁		省務法		年月日	事項	東條伸一郎
内閣	内閣	昭和五七	二二	二〇	大蔵事務官(国税庁調査審査部査察課)の併任を解除する 昭和五八年度司法試験(第一次試験) 考査委員に併任する	国税庁
" "	" "	五八	一一	二	併任の期間は昭和五八年一二月三一日までとする 法務省刑事局参事官に充てることを解く	法務省
" "	" "	五九	一一	二〇	法務省刑事局刑事課長に充てる 法務省刑事局参事官に併任する	法務省
七	四	六〇	一一	一五	東京高等検察庁検事に配置換する 法務事務官(法務大臣官房付)に併任する	法務省
二一	二〇	六一	一	五	法制審議会幹事の併任を解除する 法務事務官(法務大臣官房付)に併任する	法務省
" "	" "	六二	一	五	昭和六二年度司法試験(第二次試験) 考査委員に併任する 併任の期間は昭和六二年一二月三一日までとする	法務省
" "	" "	六三	一	四	副検事選考審査会予備委員に併任する 法務大臣官房参事官に充てる	法務省
" "	" "	六四	一	一〇	法務事務官(法務大臣官房付)の併任を解除する 法務審議会幹事に併任する	法務省
" "	" "	六五	一	一七	昭和六三年度司法試験(第二次試験) 考査委員に併任する 併任の期間は昭和六三年一二月三一日までとする	法務省
" "	" "	六六	一	一〇	法務大臣官房審議官(刑事局担当)に充てる 第一一二回国会政府委員を命ずる	法務省

東條伸一郎

項

序

名

省

年

月

日

昭和六四年度司法試験(第二次試験) 考査委員に併任する

併任の期間は昭和六四年一二月三一日までとする

法務省

平成元年

四月

かねて保護局担当を命ずる

内閣

法務

平成二年

五月

第一回国会政府委員を命ずる

〃

法務

平成六年

六月

法制審議会刑事法部会委員に併任する

〃

法務

平成九年

七月

法制審議会少年法部会委員に併任する

法務省

法務

平成二〇年

八月

副検事選考審査会予備委員の併任を解除する

〃

法務

平成二〇年

九月

法制審議会刑事法部会委員に併任する

法務省

法務

平成二〇年

十月

法制審議会少年法部会委員に併任する

法務省

法務

平成二〇年

十一月

最高検察庁検事に配置換する

法務省

法務

平成二〇年

十二月

法制審議会少年法部会委員の併任を解除する

法務省

法務

平成二〇年

一月

公衆衛生審議会委員を委嘱する

法務省

法務

平成二〇年

二月

任期は平成四年一二月八日までとする

法務省

法務

平成二〇年

三月

優生保護部会員に指名する

法務省

法務

平成二〇年

四月

大分地方検察庁検事正に配置換する

法務省

法務

平成二〇年

五月

法制審議会刑法部会委員の併任を解除する

法務省

法務

平成二〇年

六月

公衆衛生審議会委員の委嘱を解く

法務省

法務

平成二〇年

七月

公衆衛生審議会委員を委嘱する

法務省

5丁

6丁		省務法		年月日		事項		東條伸一郎	
		平成五	九	三三	最高検察庁検事に配置換する	内閣	法務省	法務省	
一〇		八	七	三一	法務省矯正局長に充てる	"	"	"	
一		八	七	三一	法務審議会少年法部会委員に併任する	"	"	"	
二九		八	二五	二五	法務審議会幹事に併任する	"	"	"	
		九	二九	第一三四回国会政府委員を命ずる	"	"	"	"	
		八	一	一二	第一三六回国会政府委員を命ずる	"	"	"	
		九	四	二六	青少年問題審議会幹事に任命する	"	"	"	
		六	二六	ニュージーランド及びタイへ出張を命ずる	"	"	"	"	
				出張期間は平成八年九月一三日から同月二二日までとする					
				第一三九回国会政府委員を命ずる					
		九	一一	二九	第一四〇回国会政府委員を命ずる				
		一	二〇	二〇	第一四〇回国会政府委員を命ずる				
		八	二五	二五	法務審議会少年法部会委員に併任する				
				法務審議会幹事に併任する					
				マレイシア及び中華人民共和国へ出張を命ずる					
		九	四	出張期間は平成九年九月一三日から同月二五日までとする					
		二九	一九	第一四一回国会政府委員を命ずる					
		一二	一五	最高検察庁刑事部長を命ずる					
				法務省矯正局長に充てることを解く					
				矯正保護審議会委員に併任する					
		法務省	内閣	"	法務省	内閣	法務省	法務省	名

7丁

法務省

年 月 日

事

項

東條伸一郎

平成一〇
二
九

併任の期間は平成一一年一〇月一九日までとする
青少年問題審議会幹事を免ずる

法務省
内閣